

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成26年6月17日提出
【計算期間】	第2期(自 平成25年3月16日至 平成26年3月17日)
【ファンド名】	ゴールド・ターゲット・ファンド
【発行者名】	新生インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 外和 正光
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【事務連絡者氏名】	伊藤 真澄
【連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【電話番号】	03-6880-6400
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

受益証券の価格が概ね金地金価格に連動する米ドル建て上場投資信託および日本の公社債等への投資を行い、信託財産の成長をめざします。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
追加型投信	海外	不動産投信 その他資産 ()
	内外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (含、日本) 日本 北米	あり (フルヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	欧州 アジア オセアニア	
不動産投信	日々	中南米	なし
その他資産 ()	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)	
資産複合 (投資信託証券(商品)、公債) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円で為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われずファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分の定義 >

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でもご覧頂けます。

ファンドの特色

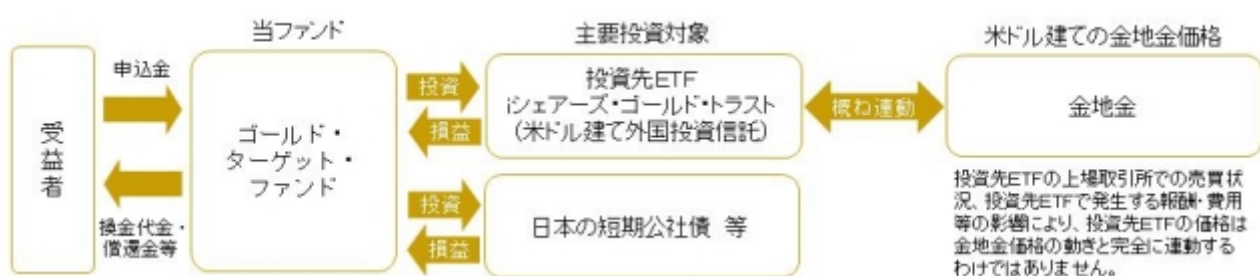
信託期間5年の単位型投資信託です。

金への実質的な投資は、米ドル建て上場投資信託を通じて行います。

・投資先の上場投資信託は、「iシェアーズ・ゴールド・トラスト」受益証券（以下「投資先ETF^{*}」といいます。後述「2投資方針（2）投資対象」に記載の＜投資先ETFの概要＞をご覧ください。）です。

*ETFとはExchange-Traded Fundの略で金融商品取引所に上場している信託や投資信託のことを示します。

投資先ETFの基準価額はiシェアーズのホームページでご覧頂けます。



原則として、投資先ETFと日本の短期公社債等への投資比率は概ね85%:15%とします。

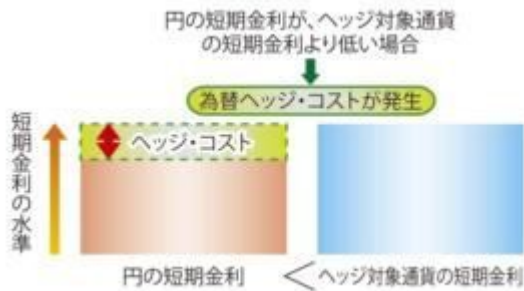
・当ファンドでは、投資先ETFをフルに組み入れているわけではないことや、当ファンドで発生する手数料、費用など、また為替ヘッジの結果生じるヘッジ・コスト（詳細は下記をご覧ください。）などの要因から、当ファンドの基準価額が、金地金価格の動きと連動するものではない点にご留意ください。

投資先ETFについて、対円での為替ヘッジを行い、為替リスクの低減をはかります。

・為替ヘッジとは、外貨建て資産を組入れた際に為替リスクを低減するために為替予約等を用いて行う手段のことを言います。

・為替ヘッジを行うとき、円の短期金利が、ヘッジ対象通貨の短期金利より低い場合、為替ヘッジ・コストが発生します。

<イメージ図>



繰上償還について

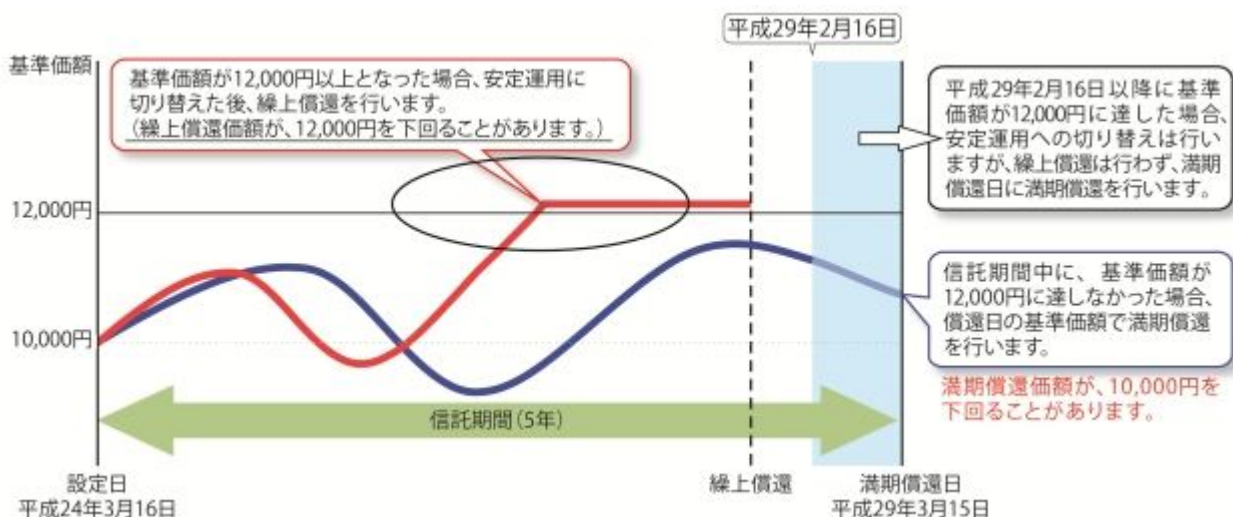
- ・日々の基準価額が、12,000円以上となった時点で、短期公社債、短期金融商品等の安定資産による安定運用に切り替え、その後、原則として1ヶ月程度で繰上償還を行います。（投資先ETFや公社債等の売却や償還に関わる事務手続き等に時間がかかったり、その他やむを得ない事情により、1ヶ月以上を要することがあります。）

本書中、基準価額、償還価額は1万口当たりの価額です。

<繰上償還および満期償還についてのご留意事項>

- ・繰上償還価額、あるいは満期償還価額が、12,000円以上となることを保証するものではありません。
- ・基準価額が12,000円以上となった時点で、安定運用に切り替えますが、安定運用への切り替え時や切り替え後の市況動向、安定運用への切り替えに関わる売買コストなどの要因により、繰上償還価額が、12,000円を下回ることがあります。
- ・基準価額が、12,000円以上となった翌営業日以降の換金申込の受付を停止します。（既に受付済のお申込みについても取消させていただきます。）
- ・満期償還日から起算して、6営業日前から償還日までは換金申込の受付は行いません。
- ・平成29年2月16日以降基準価額が12,000円以上となった場合、安定運用への切り替えは行いますが、繰上償還は行いません。

<イメージ図>



上記イメージ図は、繰上償還価額や満期償還価額が、12,000円以上となること、また、満期償還時の価額が、10,000円以上であることを示唆あるいは保証しているものではありません。

信託金限度額

1,000億円を限度とします。

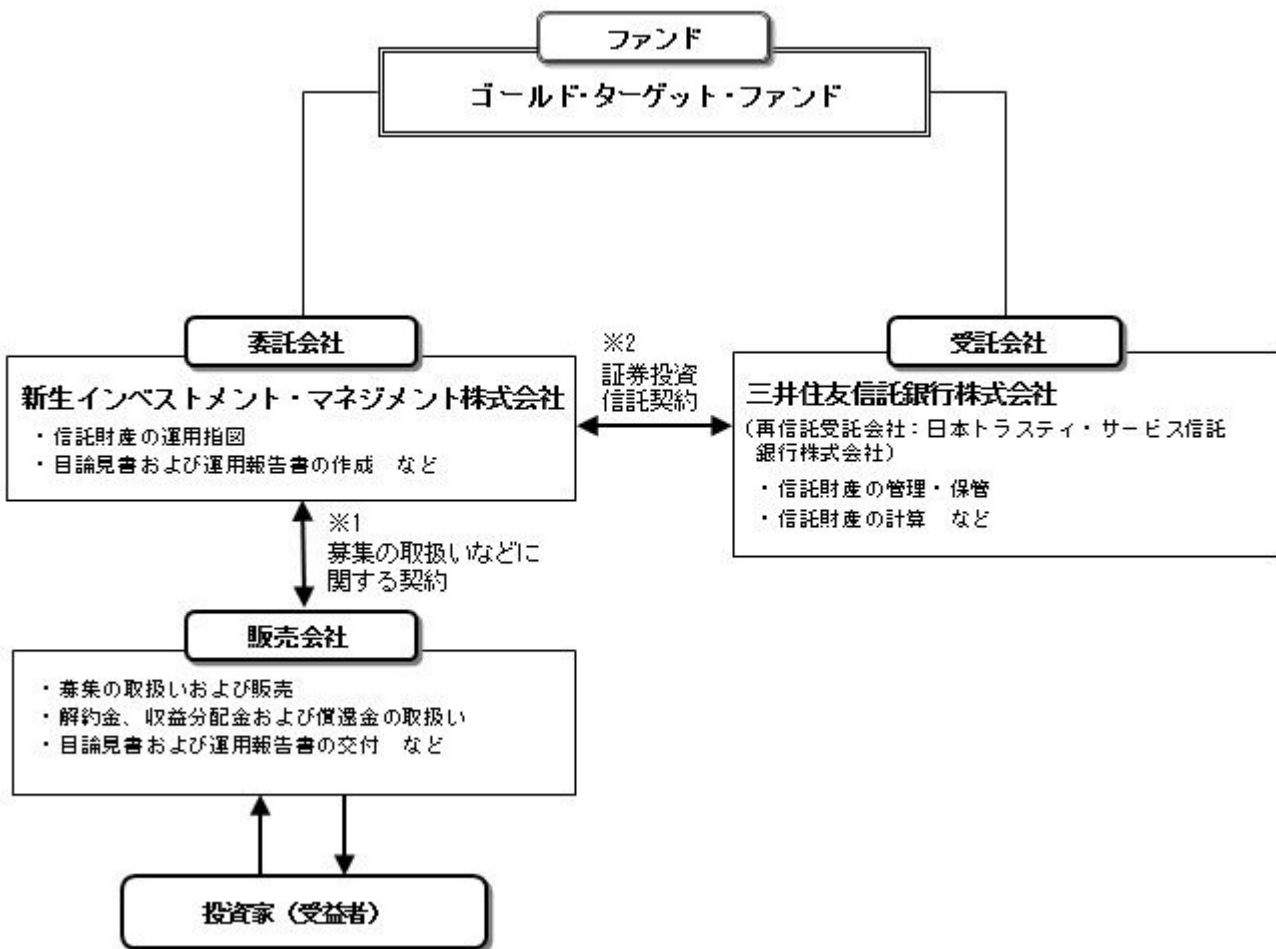
(2) 【ファンドの沿革】

平成24年3月16日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況（平成26年3月末現在）

1) 資本金

4億9,500万円

2) 沿革

平成13年12月17日： 新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立

平成14年2月13日： 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録

平成15年3月12日： 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約に係る業務の認可

平成19年9月30日： 証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録

3) 大株主の状況

名称	住所	所有株数	所有比率
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	9,900株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

金への実質的な投資は、米ドル建て上場投資信託である「iシェアーズ・ゴールド・トラスト」受益証券（「投資先ETF」）への投資を通じて行います。

原則として、投資先ETFと日本の短期公社債等への投資比率は、概ね85%：15%とします。

組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行い、為替リスクの低減を図ります。

基準価額が12,000円以上となった場合、日本の短期公社債、短期金融商品等の安定資産での運用に切り替え、その後、原則として1ヶ月程度のうちに繰上償還を行います。ただし、平成29年2月16日以降にファンドの基準価額が12,000円以上となった場合には、運用の方法の変更は上記の通り行いますが、繰上償還は行わず、満期償還として対応します。

資金動向や市場動向等の事情によって、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

投資信託証券(投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。)および日本の短期公社債等を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

- ・次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（上記イ．に掲げるものに該当するものを除きます。）

- ・次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を主として、iシェアーズ・ゴールド・トラスト「iShares Gold Trust」受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

6. コマーシャル・ペーパー

7. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

8. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

9. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第5号までの証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。また、第7号および第8号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記 1. から 4. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

< 投資先ETFの概要 >

名称	iシェアーズ・ゴールド・トラスト (iShares Gold Trust)
ファンドの形態	オープンエンド型の外国投資信託（契約型）
ファンドの性格	受益証券の価格が、当トラストで保有する金地金の価格から当トラストで発生する費用および負債を控除した値を反映することを目標とします。
上場取引所	NYSEアーカ
取引通貨	米ドル
当初設定日	2005年1月21日
管理会社	ブラックロック・アセット・マネジメント・インターナショナル・インク
受託者	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
保管銀行	JP モルガン・チェース・バンク N.A., ロンドン支店
管理報酬	純資産総額に対して年率0.25%
決算期	12月末

iシェアーズ、あるいはiSharesは、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイの登録商標です。ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイは、当資料の内容・作成に関しいかなる責任も負いません。また、ゴールド・ターゲット・ファンドへの投資に関していかなる意見、保証および条件も表明していません。

(3) 【運用体制】

< 新生インベストメント・マネジメント株式会社 >

ファンド運用に関する主な会議および組織は以下の通りです。

会議	役割・機能
投資政策委員会	運用に関わる基本事項を審議し、運用が適切かつ適正に行われる体制を整えることを目的として、原則月1回会議を開催しています。 運用の基本方針の決定を行い、運用計画、投資ガイドライン等の検討を行います。
リスク管理委員会	業務執行に際して生じる多様なリスクについての基本事項および関連事項を審議、決定することを目的として、原則月1回会議を開催しています。 運用リスクの管理状況、投資ガイドラインの遵守状況等の確認を行います。

組織	役割・機能
運用商品サービス部 (5名)	運用商品サービス部は、運用計画書を作成し、投資政策委員会に提出して承認を受けます。 ・当ファンドにおいては、投資環境および資金動向等により、投資対象ファンドおよびその他資産への投資割合を総合的に判断し決定します。 ・投資制限のチェック、運用成果の分析および評価、運用リスク分析等を定期的に行います。
トレーディング室	運用計画書の確認後、売買発注の執行等を行います。
管理部	信託財産の管理事務のほか、運用リスクの管理、法令遵守状況の管理も行います。

また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンド

マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

上記の運用体制は、平成26年3月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

元本超過額または経費控除後の配当等収益のいずれか多い額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行いません。

収益分配金の支払い

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

約款に定める投資制限

1) 投資信託証券(上場投資信託(以下「ETF」といいます。))を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

2) 同一銘柄のETFへの投資割合には制限を設けません。

3) 同一銘柄の債券に信託財産の純資産総額の15%を超えて投資することができます。

4) 株式への直接投資は行いません。

5) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

6) 為替予約の利用はヘッジ目的に限定します。

7) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

8) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

9) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。ただし、信託財産の一部解約等の事由により、借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

10) 資金の借入れ

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信

託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

価格変動リスク（金）

当ファンドは、金地金価格の日々の変動に概ね連動することを目標に運用されている上場投資信託（ETF）に投資します。金地金価格は、金市場における需給関係のみならず金利・為替など金融市場の変動、政治・経済動向など様々な要因の影響を受けて変動します。当ファンドの投資先上場投資信託（ETF）の価格は、金地金価格の変動の影響を受け、投資先上場投資信託（ETF）の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

価格変動リスク（公社債）

公社債の価格は、一般的には金利が低下した場合は上昇し、金利が上昇した場合は下落します。また発行体が財政難となった場合などは大きく下落したり、債務不履行に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組み入れた公社債の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

当ファンドは、外貨建て資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。また、当ファンドの実質組入外貨建て資産について、為替変動リスクの低減を図るため、原則として為替ヘッジを行います。しかし、為替ヘッジは、為替変動リスクを完全に排除できるわけではなく、また円の短期金利がヘッジ対象通貨の短期金利より低い場合、ヘッジ・コストが発生し、基準価額の下落要因となります。

信用リスク

当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で実質的に運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。

その他の留意点

- 1) 金融商品取引所等^{*}の取引停止、外国為替取引の停止その他やむをえない事情がある場合等は、受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取り消すことがありますのでご注意ください。
* 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。（以下同じ。）
- 2) 当ファンドでは、基準価額が12,000円に達した場合、安定運用に切り替えた後、信託約款の規定に基づき繰上償還を行います。これは、基準価額および償還価額が12,000円であることを示唆しない保証するものではありません。また、安定運用への切り替え時や切り替え後の市況動向、安定運用への切り替えに関わる売買コストなどの要因により、繰上償還価額が12,000円を下回る場合があります。
- 3) 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。
- 4) 当ファンドの基準価額は、組み入れた投資信託証券の価格が当該投資信託証券が保有する資産の評価額の変更等によって修正されたことにより訂正される場合や、当該国・地域等の法令等の基準等

に基づき当該投資信託証券の価格訂正が行われない場合があります。

5) ファンドの純資産総額が一定の規模を下回った場合等、信託を終了させる場合があります。

6) ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) リスク管理体制

< 新生インベストメント・マネジメント株式会社 >

1) 当社の基本方針と組織

当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会のもとで一元的に管理する体制となっております。社内各部から集められたリスク情報はリスク管理委員会に集約され、検討が加えられたのち、管理状況等につき改善の必要が認められた場合には、各部に指示が下されます。投資リスクを管理する実務担当部は以下の通りです。

組織	役割・機能
運用商品サービス部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準価額の変動が、商品性と著しく乖離していないことを日々確認します。 ・ 投資ファンドおよび投資ファンドの運用を行う運用会社の評価については、定期的に見直し、その結果を投資政策委員会に報告します。
管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資ガイドラインや社内規定に基づく運用制限のモニタリングを行います。 ・ 法令および信託約款の遵守状況をモニタリングします。

2) コンプライアンス体制

コンプライアンス・オフィサーは、当社の業務に係る法令諸規則の遵守状況の管理・検査を行い、必要に応じて指導を行います。また、コンプライアンス委員会を設置し、社内の現状と問題点の報告に基づき、効果的な改善策を決定し、社内管理体制の充実・強化を図っています。

上記体制は平成26年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・ 販売会社における申込手数料率は3.15%（税抜3%）が上限となっております。
- ・ 申込手数料の額（1口当たり）は、発行価格（1口当たり1円）に申込手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、取得申込みの受付は終了しております。上記は申込受付当時のものです。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことであります。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.7344%（税抜0.68%）の率を乗

じて得た額とします。

信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）			
合 計	委託会社	販売会社	受託会社
0.7344%	0.324%	0.378%	0.0324%
（0.68%）	（0.3%）	（0.35%）	（0.03%）

括弧内は税抜です。

投資先ETFの運用報酬（年率0.25%）を加えた実質的な信託（運用）報酬（税込・年率）の概算値は、年0.9469%程度です。（上記は、投資先ETFに当ファンドの純資産総額の85%を投資した場合の概算値です。）

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末（該当日が休業日のときは、翌営業日とします。）、ファンドの一部解約時または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の諸経費、諸費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額等に要する費用、外貨建て資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて日々、費用計上し、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。

その他の手数料等につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

^{*}解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解

約時および償還時の差益(譲渡益)および収益分配金(申告分離課税を選択したものに限り、)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金ならびに解約時および償還時の元本超過額については配当所得として、15.315%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2014年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	99,992,600	10.79
投資信託受益証券	アメリカ	782,908,631	84.49
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		43,772,859	4.72
合計(純資産総額)		926,674,090	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	売建		781,736,000	84.36

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ・ゴールド・トラスト	607,100	1,638.48	994,725,092	1,289.58	782,908,631			84.49
日本	国債証券	第441回国庫短期証券	100,000,000	99.99	99,992,500	99.99	99,992,600		2014/6/30	10.79

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
----	---------

国債証券	10.79
投資信託受益証券	84.49
合計	95.28

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	通貨	建別	数量	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	売建	7,600,000.00	770,336,000	781,736,000	84.36

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2013年 3月15日)	1,550	1,550	0.9493	0.9493
第2計算期間末 (2014年 3月17日)	981	981	0.8301	0.8301
2013年 3月末日	1,547		0.9525	
4月末日	1,361		0.8899	
5月末日	1,246		0.8593	
6月末日	1,068		0.7446	
7月末日	1,132		0.8112	
8月末日	1,175		0.8522	
9月末日	1,101		0.8137	
10月末日	1,085		0.8169	
11月末日	980		0.7604	
12月末日	921		0.7459	
2014年 1月末日	920		0.7604	
2月末日	963		0.8042	
3月末日	926		0.7840	

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2012年 3月16日～2013年 3月15日	0.0000

第2期	2013年 3月16日～2014年 3月17日	0.0000
-----	-------------------------	--------

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2012年 3月16日～2013年 3月15日	5.07
第2期	2013年 3月16日～2014年 3月17日	12.56

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2012年 3月16日～2013年 3月15日	2,109,052,942	475,252,302
第2期	2013年 3月16日～2014年 3月17日	0	451,599,564

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

本書提出日現在、取得申込みの受付は行なっておりません。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

(1)解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2)取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3)解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ニューヨークの証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

また、基準価額が12,000円以上となった翌営業日以降、あるいは満期償還日から起算して6営業日前から償還日までは解約請求の受付は行ないません。

(4)解約制限

ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5)解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：http://www.shinsei-investment.com/

電話番号：03-6880-6448

受付時間：営業日の9時～17時

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。
税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

販売会社が定める単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

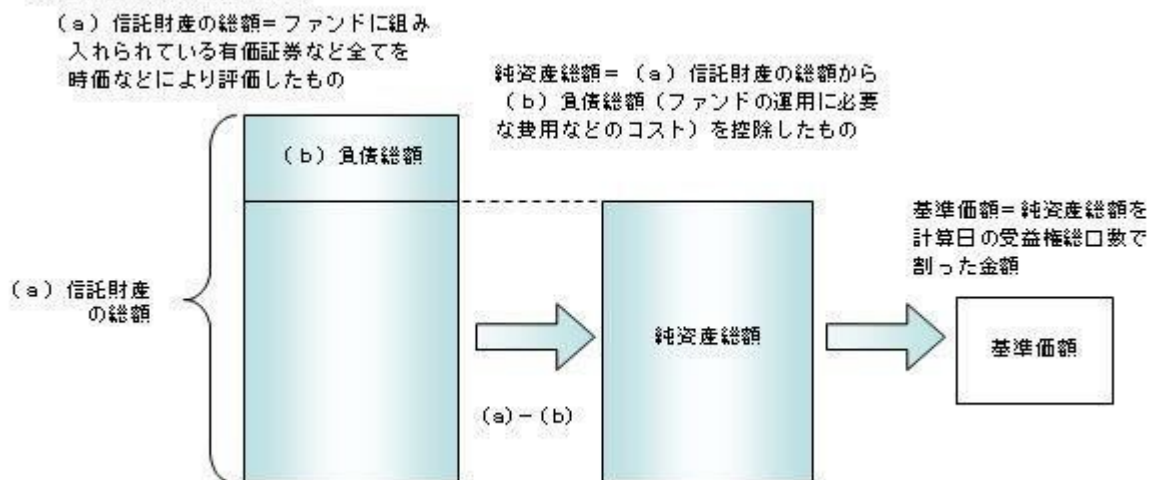
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
・基準価額とは、信託財産に属する資産（借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- 信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

国内公社債

原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。

- 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。)
- 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

海外上場投資信託（ETF）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

- 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。
- 外国為替予約は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号：03-6880-6448

受付時間：営業日の9時～17時

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成29年3月15日までとします（平成24年3月16日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年3月16日から翌年3月15日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第3条に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了(繰上償還)

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。(後述の「書面決議」をご覧ください。)
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 平成29年2月15日以前に基準価額が12,000円以上になった場合
 - ロ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ハ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ニ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。)
 - ホ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

信託約款の変更など

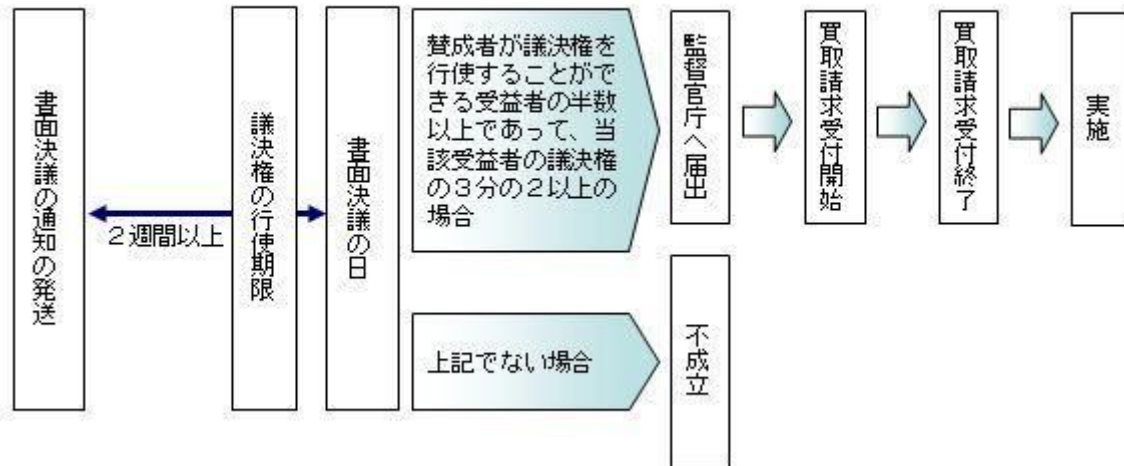
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合(以下「併合」といいます。)を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合については、書面決議を行ないます。(後述の「書面決議」をご覧ください。)
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行なう場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求でき

ます。

<書面決議の主な流れ>



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は原則として知れている受益者に対して交付されます。

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1．他の受益者の氏名または名称および住所
- 2．他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(4) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更などを行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更などに反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成25年3月16日から平成26年3月17日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人ト・マツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

ゴールド・ターゲット・ファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (平成25年 3月15日現在)	第2期 (平成26年 3月17日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	229,444,668	58,932,153
国債証券	179,997,480	99,998,900
投資信託受益証券	1,320,899,758	825,065,898
派生商品評価勘定	-	2,068,480
未収入金	22,250,200	9,046,399
未収利息	314	48
流動資産合計	1,752,592,420	995,111,878
資産合計	1,752,592,420	995,111,878
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	164,065,428	-
未払解約金	31,133,855	9,840,041
未払受託者報酬	261,994	147,796
未払委託者報酬	5,676,010	3,201,723
その他未払費用	522,004	539,850
流動負債合計	201,659,291	13,729,410
負債合計	201,659,291	13,729,410
純資産の部		
元本等		
元本	1,633,800,640	1,182,201,076
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	82,867,511	200,818,608
元本等合計	1,550,933,129	981,382,468
純資産合計	1,550,933,129	981,382,468
負債純資産合計	1,752,592,420	995,111,878

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 （自平成24年 3月16日 至平成25年 3月15日）	第2期 （自平成25年 3月16日 至平成26年 3月17日）
営業収益		
受取利息	73,743	24,163
有価証券売買等損益	43,948,268	195,786,827
為替差損益	16,037,250	7,598,633
営業収益合計	59,911,775	188,164,031
営業費用		
受託者報酬	607,431	356,487
委託者報酬	13,160,931	7,723,891
その他費用	1,222,009	1,211,937
営業費用合計	14,990,371	9,292,315
営業利益又は営業損失（ ）	74,902,146	197,456,346
経常利益又は経常損失（ ）	74,902,146	197,456,346
当期純利益又は当期純損失（ ）	74,902,146	197,456,346
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	82,867,511
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	79,505,249
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	79,505,249
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,965,365	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,965,365	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	82,867,511	200,818,608

（ 3 ）【注記表】

（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

項目	第2期 (自平成25年 3月16日 至平成26年 3月17日)	
	1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日の価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>(2) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における計算期間末日に知りうる直近の日の最終相場によっております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該為替予約取引に係るものであります。</p>	
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、国内における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	
4. 収益及び費用の計上基準	<p>為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>	
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p> <p>(2) ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月16日から翌年3月15日までとしておりますが、第2期計算期間は当計算期間末日及びその翌日が休業日のため、平成25年 3月16日から平成26年 3月17日までとなっております。</p>	

（ 貸借対照表に関する注記 ）

項目	第1期 (平成25年 3月15日現在)		第2期 (平成26年 3月17日現在)	
	1. 投資信託財産に係る元本の状況	設定年月日	平成24年 3月16日	設定年月日
	設定元本額	2,109,052,942円	設定元本額	2,109,052,942円
	期首元本額	2,109,052,942円	期首元本額	1,633,800,640円
	元本残存率	77.4%	元本残存率	56.0%
2. 計算期間の末日における受益権総数		1,633,800,640口		1,182,201,076口

3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 82,867,511円	元本の欠損 200,818,608円
4. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) 0.9493円 (9,493円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) 0.8301円 (8,301円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 平成24年 3月16日 至 平成25年 3月15日	第2期 自 平成25年 3月16日 至 平成26年 3月17日
<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末日における元本超過額及び分配対象配当等収益額がないため、当期に分配した金額はありません。</p> <p>当ファンドの配当等収益A 73,743円 額</p> <p>親ファンドの配当等収益B -円 額</p> <p>配当等収益合計額 C=A+B 73,743円</p> <p>経費 D 14,990,371円</p> <p>差引配当等収益額 E=C-D 14,916,628円</p> <p>当ファンドの当期末残存F 1,633,800,640口 受益権口数</p> <p>当ファンドの期中平均残G 1,952,780,497口 存受益権口数</p> <p>分配対象配当等収益額 H=E × F/G -円</p> <p>10,000口当たりの分配対I=H/F × 10,000 -円</p> <p>象配当等収益額</p> <p>10,000口当たりの分配金J -円</p> <p>分配金 K=F*J/10,000 -円</p>	<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末日における元本超過額及び分配対象配当等収益額がないため、当期に分配した金額はありません。</p> <p>当ファンドの配当等収益A 24,163円 額</p> <p>親ファンドの配当等収益B -円 額</p> <p>配当等収益合計額 C=A+B 24,163円</p> <p>経費 D 9,292,315円</p> <p>差引配当等収益額 E=C-D 9,268,152円</p> <p>当ファンドの当期末残存F 1,182,201,076口 受益権口数</p> <p>当ファンドの期中平均残G 1,369,426,755口 存受益権口数</p> <p>分配対象配当等収益額 H=E × F/G -円</p> <p>10,000口当たりの分配対I=H/F × 10,000 -円</p> <p>象配当等収益額</p> <p>10,000口当たりの分配金J -円</p> <p>分配金 K=F*J/10,000 -円</p>
<p>2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額</p> <p>当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額は剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。</p>	<p>2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額</p> <p>当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額は剰余金減少額又は欠損金増加額を差し引いた純額で表示しております。</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

第1期 (自平成24年 3月16日 至平成25年 3月15日)	第2期 (自平成25年 3月16日 至平成26年 3月17日)
1 金融商品に対する取組方針	1 金融商品に対する取組方針

<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
<p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、国債証券、投資信託受益証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品は、価格変動リスク及び為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>また、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり、原則として外貨の送付金及び将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。</p>	<p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、国債証券、投資信託受益証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品は、価格変動リスク及び為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>また、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり、原則として外貨の送付金及び将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。</p>
<p>3 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。</p>	<p>3 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。</p>

金融商品の時価等に関する事項

第1期 (平成25年 3月15日現在)	第2期 (平成26年 3月17日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及びその差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及びその差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
<p>2 時価の算定方法</p> <p>投資信託受益証券、国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引 デリバティブ取引については、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>2 時価の算定方法</p> <p>投資信託受益証券、国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引 デリバティブ取引については、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
<p>3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>

4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。	4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。
--	--

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第1期 （平成25年 3月15日現在）	第2期 （平成26年 3月17日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	43,020	28,320
投資信託受益証券	61,556,494	93,605,153
合計	61,513,474	93,633,473

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

第1期（平成25年 3月15日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,153,132,540	-	1,317,197,968	164,065,428
	合計	1,153,132,540	-	1,317,197,968	164,065,428

（注1）時価の算定方法

国内における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

- 1 . 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。
- 2 . 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（注2）ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

第2期（平成26年 3月17日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 米ドル	821,057,280	-	818,988,800	2,068,480
合計		821,057,280	-	818,988,800	2,068,480

(注1) 時価の算定方法

国内における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

1. 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。
2. 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期 (自平成24年 3月16日 至平成25年 3月15日)	第2期 (自平成25年 3月16日 至平成26年 3月17日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第2期 (自平成25年 3月16日 至平成26年 3月17日)
該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表 (平成26年 3月17日現在)

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額(口)	評価額	備考
日本円	国債証券	第420回国庫短期 証券	100,000,000	99,998,900	(償還年月日) 平成26年3月28日

日本円小計			100,000,000	99,998,900	
米ドル	投資信託受益証券	iシェアーズ・ゴールド・トラスト	607,100	8,135,140.00	
米ドル小計			607,100	8,135,140.00 (825,065,898)	
合計				925,064,798 (825,065,898)	

(注1)米ドルの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄は、邦貨額であります。()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4)外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率(注)	合計金額に 対する比率
米ドル	投資信託受益証券 1銘柄	84.1%	89.2%

(注)組入時価の純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

iシェアーズ・ゴールド・トラスト 財務諸表

(2013年12月31日)

独立登録公認会計事務所の監査報告書

iシェアーズ・ゴールド・トラスト
スポンサー、受託者及び株主各位

私どもの意見によれば、添付の目録に記載された財務書類は、iシェアーズ・ゴールド・トラスト(以下「トラスト」)の2013年及び2012年の各12月31日現在の財政状態、並びに2013年12月31日に終了した3年間の各事業年度に関する経営成績及びキャッシュ・フローを、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠して、すべての重要な点において適正に表示している。また、私どもの意見では、2013年12月31日現在、トラストはトレッドウェイ委員会組織委員会(以下「COSO」)が公表した「内部統制の統合的枠組み(1992)」に定められている基準に基づいて、すべての重要な点において財務報告に関する有効な内部統制を維持している。トラストの経営陣は、これらの財務書類、財務報告に関する有効な内部統制の維持及び株主に対する9A項に掲載されている財務報告に関する内部統制の経営者報告書に含まれる財務報告に関する内部統制の有効性の評価に責任を負っている。私どもの責任は、私どもの実施した統合監査に基づいて、これらの財務書類及びトラストの財務報告に関する内部統制に関する意見を表明することである。私どもは、公開企業会計監視委員会(米国)の基準に準拠して監査を実施した。この基準は、財務書類に重要な虚偽の表示がないか否かについての、及び財務報告に関する有効な内部統制がすべての重要な点において維持されているか否かについての合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを要求している。財務書類に対する私どもの監査には、試査による財務書類の金額及び開示を裏付ける証拠の検証と同時に、適用された会計原則及び経営陣が行った重要な見積の評価、並びに財務書類全般の表示の検討が含まれる。財務報告に関する内部統制に対する私どもの監査には、財務報告に関する内部統制の理解、重要な欠陥が存在するリスクの評価、並びに評価したリスクに基づく内部統制の整備及び運用の有効性の検証及び検討が含まれる。さらに、私どもが実施した監査には、私どもがその状況において必要であるとする他の手続きの実施が含まれる。私どもは、私どもの監査が、私どもの意見に対する合理的な基礎を提供しているものと確信している。

トラストの財務報告に関する内部統制は、財務報告の信頼性、及び一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠した外部報告目的の財務書類の作成に関し、合理的な保証を提供するために整備された手続きである。トラストの財務報告に関する内部統制は、(i)トラストの取引及び資産の処分を合理的に詳細、正確かつ公正に反映する記録の維持、(ii)一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠した財務書類の作成に必要な取引が記録されていること、またトラストの収入及び支出がトラストの経営陣及び取締役の承認に基づいてのみ行われていることに対する合理的な保証の提供、並びに(iii)財務書類に重要な影響を与える可能性のあるトラストの資産の不当な取得、使用または処分の防止または迅速な発見に関する合理的な保証の提供などについての方針及び手続きを含む。

財務報告に関する内部統制には固有の限界があることから、虚偽の表示が防止または発見されない可能性がある。また、将来の期間における有効性の評価の予測には、状況の変化により統制が不十分になるリスク、または方針もしくは手続きの遵守の程度が低下するリスクが存在する。

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー
サン・フランシスコ、カリフォルニア州
2014年2月28日

ファンドの経理状況

iシェアーズ・ゴールド・トラスト 貸借対照表

2013年12月31日、2012年12月31日現在

(単位：千円)

2013年
12月31日

2012年
12月31日

資産		
流動資産		
金地金在庫（公正価値はそれぞれ6,272,422米ドルと11,647,783米ドル）	\$ 6,329,194	\$ 9,315,055
資本受益証券償還に係る未払金	(56,772)	
資産合計	\$ 6,272,422	\$ 9,315,055
負債、償還可能資本受益証券、および受益証券保有者に帰属する資本（欠損金）		
流動負債		
未払スポンサー報酬	\$ 1,393	\$ 2,485
負債合計	1,393	2,485
契約債務および偶発債務（注記5）		
償還可能資本受益証券、無額面、授権口数無制限（償還価格による）		
2013年12月31日現在での発行済受益証券口数5億3,800万口、2012年12月31日現在での発行済受益証券口数7億1,955万口	6,271,029	11,645,298
受益証券保有者に帰属する資本（欠損金）		(2,332,728)
負債、償還可能資本受益証券、および受益証券保有者に帰属する資本（欠損金）合計	\$ 6,272,422	\$ 9,315,055

財務書類に対する注記を参照してください。

iシェアーズ・ゴールド・トラスト 損益計算書

2011年、2012年および2013年12月31日終了年度

(単位：千米ドル、但し1口当たりの額を除く)	2013年12月31日 終了年度	2012年12月31日 終了年度	2011年12月31日 終了年度
収益			
費用支払のための金の売却代金	\$ 22,834	\$ 24,815	\$ 17,758
費用支払のための金の売却原価	(21,261)	(18,552)	(12,188)
費用支払のための金の売却に係る利益	1,573	6,263	5,570
受益証券償還のために分配された金に係る利益	142,694	155,431	271,906
金の売却および分配に係る利益合計	144,267	161,694	277,476
金地金棚卸資産に対する調整（注記2B）	(750,591)		
総利益（損失）	(606,324)	161,694	277,476
費用			
スポンサー報酬	21,742	25,362	18,629
費用合計	21,742	25,362	18,629
純利益（損失）	\$ (628,066)	\$ 136,332	\$ 258,847
受益証券1口当たり純利益（損失）	\$ (1.00)	\$ 0.22	\$ 0.54
加重平均発行済受益証券数	627,129,863	624,899,044	481,399,041

財務書類に対する注記を参照してください。

iシェアーズ・ゴールド・トラスト 受益証券保有者に帰属する資本（欠損金）変動計算書

2011年、2012年および2013年12月31日終了年度

(単位：千米ドル)	2013年12月31日 終了年度	2012年12月31日 終了年度	2011年12月31日 終了年度
期首における受益証券保有者に 帰属する資本（欠損金）	\$ (2,332,728)	\$ (1,846,637)	\$ (1,748,981)
純利益	(628,066)	136,332	258,847
償還可能資本受益証券の 償還価格への調整	2,960,794	(622,423)	(356,503)
期末における受益証券保有者に 帰属する資本（欠損金）	<u>\$ (2,332,728)</u>	<u>\$ (1,846,637)</u>	

財務書類に対する注記を参照してください。

iシェアーズ・ゴールド・トラスト キャッシュフロー計算書

2011年、2012年および2013年12月31日終了年度

(単位：千米ドル)	2013年12月31日 終了年度	2012年12月31日 終了年度	2011年12月31日 終了年度
営業活動からのキャッシュフロー			
金の売却代金	\$ 22,834	\$ 24,815	\$ 17,758
費用 スポンサー報酬支払	(22,834)	(24,815)	(17,758)
営業活動から得られた現金（純額）			
現金の増加（減少）			
現金、期首残高			
現金、期末残高	<u>\$</u>	<u>\$</u>	<u>\$</u>
純利益（損失）と営業活動から得られた 現金（純額）の間の調整額：			
純利益（損失）	\$ (628,066)	\$ 136,332	\$ 258,847
純利益（損失）から営業活動による キャッシュフロー（純額）への調整額：			
受益証券償還のために分配された 金に係る利益	(142,694)	(155,431)	(271,906)
費用支払のための金の売却原価	21,261	18,552	12,188
金地金棚卸資産に対する調整（注記 2B）	750,591		
営業資産および負債における変動	(1,092)	547	871
営業活動から得られた現金（純額）	<u>\$</u>	<u>\$</u>	<u>\$</u>
非現金情報の補足開示：			
受益証券の設定に対して受け取った 金の簿価	\$ 928,370	\$ 3,303,091	\$ 3,660,287
受益証券の償還に対して分配した 金の簿価（平均原価）	\$ (3,199,151)	\$ (541,586)	\$ (644,033)

財務書類に対する注記を参照してください。

財務書類に対する注記

2013年12月31日現在

1. 構成

iシェアーズ・ゴールド・トラスト（以下「トラスト」）は、2005年1月21日付けで、ニューヨーク州トラストとして設立されました。受託者はザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（以下「受託者」）であり、同社がトラストの日常的な管理の責任を負っています。トラストのスポンサーは、デラウェア州の有限責任会社であるiシェアーズ・デラウェア・トラスト・スポンサー・エルエルシー（以下「スポンサー」）です。トラストは、2013年2月28日付で履行された受託者およびスポンサーによる第三修正・再録信託証書（以下「信託証書」）に準拠します。トラストは、トラストの純資産に対する非分割

部分受益権を表す受益権ユニット、すなわち「受益証券」の発行を行います。

トラストの目標は、所与の任意の時点におけるトラストの受益証券の価値が、その時点においてトラストが保有する金の価格を概ね反映する（トラストの費用および負債の控除後）ことです。トラストは、投資家に対して金地金の持分を保有する手段を提供するように設計されています。

トラストは、1940年投資会社法（その改正を含む）の下で登録された投資会社ではありません。

2. 重要な会計方針の要約

A. 会計の基準

以下は、トラストが財務書類の作成にあたって一貫して適用した重要な会計方針を要約したものです。この会計方針は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国GAAP」）に準拠しています。財務書類の作成にあたっては、マネジメントは当該財務書類日付における資産および負債の報告金額、偶発資産および負債の開示、ならびに当該報告期間における収益および費用の報告金額に影響を与える一定の見積りや仮定を行うことが要求されています。実際の結果は、こうした予測とは異なる可能性があり、その差異が重大なものとなることもあります。

B. 金地金

JPモルガン・チェース・バンクN.A.が同行のロンドン支店（以下「カストディアン」）を通じて、トラストの保有する金地金の保護預かりの責任を負っています。

財務書類の目的上、トラストの保有する金地金は平均原価法を使用し、低価法で評価されています。中間期において、保有する金の時価が平均原価を下回る場合、トラストは時価を反映するために原価に対する調整（以下「時価評価引当金」）を行うことがあります。金地金の時価評価引当を行った後に時価が上がった場合は、トラストが時価評価引当を行った会計年度の中間期において、時価評価の回復が記録されます。中間期に記録される時価評価の回復は、前期に認識された時価評価引当金を超えることはありません。トラストの会計年度末現在において、マネジメントは、当該引当金の戻し入れまたは金の簿価切り下げを行うべきか否かについて判断します。時価評価引当金、時価評価の回復および簿価切上げの棚卸資産は、金地金棚卸資産に対する調整として記録されます。金地金の売却に係る損益は、取引日ベースで計算されます。金地金の公正価値は、ロンドン・ゴールド・マーケット・フィクシング・リミテッドにより各営業日の午後に設定される価格（以下「ロンドンPM フィックス」）に基づきます。営業日においてロンドンPMフィックスが公表されない場合は、評価日の朝（ロンドン時間）にロンドン・ゴールド・マーケット・フィクシング・リミテッドにより設定される最も直近の公表価格の使用が、受託者に許可されます。

下記の表は、2013年、2012年、および2011年12月31日終了年度における金地金に係る活動を要約したものです（単位：千）。

2013年12月31日	オンス	平均原価	公正価値	実現（損）益
期首残高	6,999.9	\$ 9,315,055	\$ 11,647,783	\$
金の払込	614.6	928,370	928,370	
金の分配	(2,378.2)	(3,199,151)	(3,341,845)	142,694
金の売却	(15.8)	(21,261)	(22,834)	1,573
金地金棚卸資産に対する調整 (a)		(750,591)		
実現利益に係る調整			144,267	
金地金の未実現利益に係る調整			(3,083,319)	
期末残高	5,220.5	\$ 6,272,422	\$ 6,272,422	\$ 144,267
2012年12月31日	オンス	平均原価	公正価値	実現（損）益
期首残高	5,498.8	\$ 6,572,102	\$ 8,418,739	\$
金の払込	1,951.2	3,303,091	3,303,091	
金の分配	(435.3)	(541,586)	(697,017)	155,431
金の売却	(14.8)	(18,552)	(24,815)	6,263
実現利益に係る調整			161,694	
金地金の未実現利益に係る調整			486,091	
期末残高	6,999.9	\$ 9,315,055	\$ 11,647,783	\$ 161,694

2011年12月31日	オンス	平均原価	公正価値	実現(損)益
期首残高	3,783.0	\$ 3,568,036	\$ 5,317,017	\$
金の払込	2,333.9	3,660,287	3,660,287	
金の分配	(606.8)	(644,033)	(915,939)	271,906
金の売却	(11.3)	(12,188)	(17,758)	5,570
実現利益に係る調整			277,476	
金地金の未実現利益に係る調整			97,656	
期末残高	5,498.8	\$ 6,572,102	\$ 8,418,739	\$ 277,476

(a) 2013年12月31日現在、金地金の時価が保有する金地金棚卸資産の平均原価を下回ったため、トラストは750,590,665米ドルの金地金棚卸資産の平均原価に対する恒久的な切下げを行いました。

C. 償還可能受益証券

トラストの受益証券は償還される可能性があるため、貸借対照表の目的上「償還可能」と分類されています。トラストの受益証券の発行と償還は、現金ではなく金地金を対価として5万口単位で継続的に行われます。個人投資家は、トラストとの直接取引により受益証券の購入または償還を行うことはできません。トラストは、デポジトリ・トラスト・カンパニーの振替決済ファシリティを通じて証券取引の決済を行う資格を有し、また、数ある事項の中でも設定および償還のプロセスを規定する契約をトラストおよびスポンサーと締結した登録ブローカー・ディーラー（係る承認されたブローカー・ディーラーを「指定参加者」と呼びます）とのみ取引を行います。トラストの受益証券の保有者は、任意の時点において、指定参加者を介して、指定された5万口単位でその受益証券を償還することができます。ただし、この受益証券の償還は、ニューヨーク・アルカ証券取引所（以下「NYSE Arca」）での通常取引が一時停止ないしは制限されているか、あるいは金の引渡し、売却、評価が合理的に実行不可能となるような緊急事態が存在する期間においては、一時的に停止される可能性があります。

受益証券の購入または償還の対価となる金の受益証券1口あたりの量は、トラストにより日次で計算されます。その際、トラストは日次でのロンドンPMフィックスを使用し、支払のための金の売却がまだ行われていないすべての負債に対する金の量の計算を行います。この計算された金の受益証券1口あたりの量は、トラストの負債、そして費用と負債を支払うための金の売却、そしてそれまでに発生している損失がある場合はそのすべてを考慮に入れた後で、トラストが保有している受益証券1口あたりの金の量に相当します。営業日においてロンドンPMフィックスが公表されない場合は、最も直前に公表されるロンドンAMフィックスの使用が、受託者に許可されます。

償還の決済において金と交換される場合には、これは財務書類の目的においては金の売却と見なされます。

資本受益証券の売却および償還が継続的に予想されること、そして受益証券の決済に3日間の期間を要することから、トラストでは売却した資本受益証券は資本の控除ではなく受取債権として反映されています。償還された受益証券は、取引日において資産の控除として反映されます。トラストの発行済受益証券は、償還価格、すなわち期末日の受益証券1口あたりの純資産価値で反映されています。償還価格に対する調整は、受益証券保有者に帰属する資本に反映されています。

純資産価値は、トラストの保有する金地金の公正価値から、スポンサーの報酬を含む、すべての未払手数料、未払費用、その他の負債を控除することにより計算されます。

2013年、2012年、および2011年12月31日終了年度における償還可能資本受益証券に係る活動は下記の通りです（単位：千）。

	2013年12月31日終了年度		2012年12月31日終了年度		2011年12月31日終了年度	
	受益証券口数	金額	受益証券口数	金額	受益証券口数	金額
期首残高						
高	719,550	\$ 11,645,298	563,850	\$ 8,416,801	386,950	\$ 5,315,950
受益証券の発行	63,250	928,370	200,400	3,303,091	239,050	3,660,287

受益証券の償還	(244,800)	(3,341,845)	(44,700)	(697,017)	(62,150)	(915,939)
償還価額調整		(2,960,794)		622,423		356,503
期末残高	538,000	\$ 6,271,029	719,550	\$ 11,645,298	563,850	\$ 8,416,801

D. 連邦所得税

トラストは、連邦所得税目的では「贈与者信託」として扱われており、したがって連邦所得税に係る引当金の計上は義務付けられていません。すべての受取利息、費用、損益は、トラストの受益証券保有者に「パススルー」されると見なされません。

E. 直近会計基準

米国財務会計基準委員会は、2013年6月に、NO.2013 08：範囲、測定、開示の要求事項の修正に関する会計基準（“ASU 2013 08”）のアップデートを公表しました。具体的には、投資会社に該当があるかどうか、投資会社の特徴、投資会社に求められる測定や開示の要求が挙げられます。同アップデートは、2013年12月15日以降に始まる会計年度、およびその会計年度中の中間期において適用されます。マネジメントは、トラストの財務諸表におけるその基準のインパクトを評価中です。

3. トラスト費用

トラストでは、トラストの調整後日次純資産価値の年率換算で0.25%に相当するスポンサー報酬が日次で発生し、スポンサーには月次の後払いで支払が行われます。以下に挙げるトラストの管理および広告宣伝の費用に関しては、スポンサーが負担することを合意しています。受託者の報酬、カストディアン報酬、NYSE Arcaの上場手数料、証券取引委員会の登録手数料、印刷および配布費用、監査報酬および費用、そして年間で最大10万米ドルまでの法務費用および経費。

4. 関連当事者

スポンサーおよび受託者はトラストの関連当事者であると見なされます。受託者の報酬はスポンサーによって支払われるもので、トラストの別項目の経費ではありません。

5. 補償

トラストの設立文書の下で、スポンサーはその過失、不誠実、故意の違法行為なく負った負債あるいは費用に対する補償を受けます。これらの契約では、まだ現時点で発生していない請求が将来においてトラストに対して行われる可能性が伴うため、これら契約下でトラスト最大のエクスポージャーは不明です。

6. 集中リスク

トラストの実質的な全資産は金地金の保有であり、これにより金価格の変動に関連する集中リスクが生じます。したがって、金価格の下落は、トラストの受益証券の価値に悪影響を与えます。金価格の下落を引き起こすような影響を及ぼす可能性のある要因には、公的セクター（政府、中央銀行および関連機関）による大量の売却、産金事業者によるヘッジ活動の増大、投機家およびその他の市場参加者の金に対する姿勢の変化などが含まれます。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2014年 3月31日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	1,698,040,300円
負債総額	771,366,210円
純資産総額（ - ）	926,674,090円
発行済口数	1,182,020,095口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7840円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（5）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

（6）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

平成26年3月末現在の委託会社の資本金の額：	495,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	39,600株
発行済株式総数：	9,900株
最近5年間における資本金の額の増減：	該当事項なし

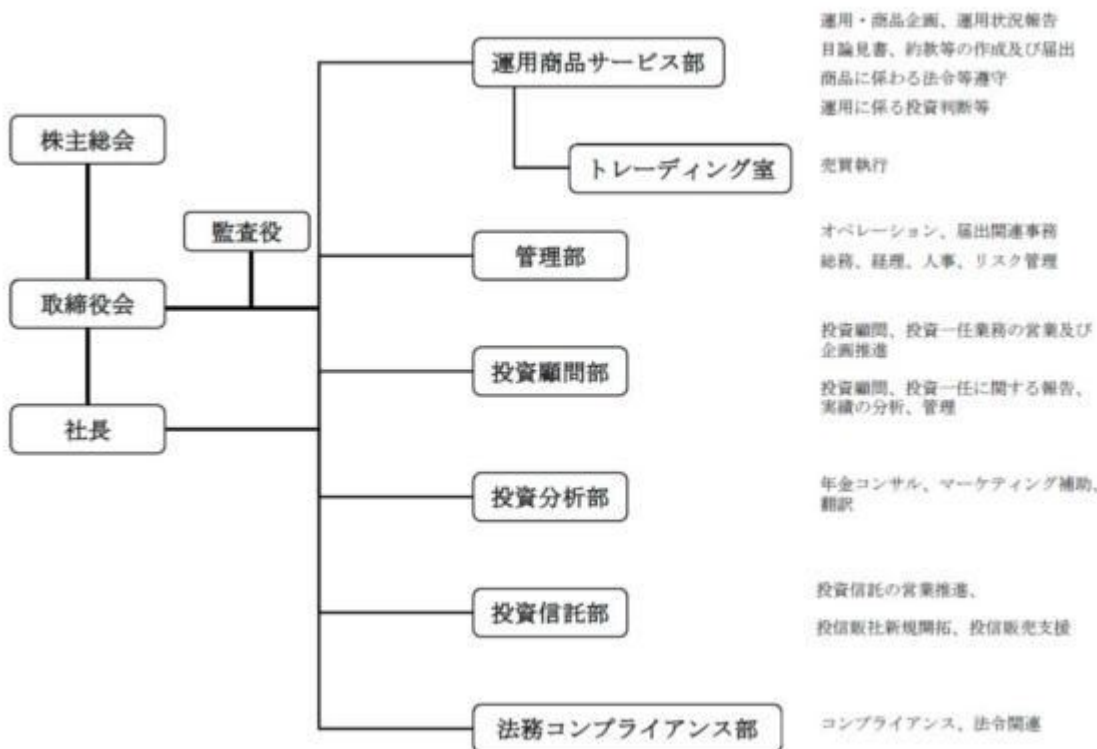
(2) 会社の機構

当社業務執行の基本方針を決定する機関として取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役を選定します。また、取締役会はその決議をもって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

取締役会は、営業の基本方針その他法令もしくは定款の定め、株主総会の決議により付議しなければならない事項を評議し、決定します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。代表取締役は、当会社を代表し、全般の業務執行について指揮監督し、各部責任者は、代表取締役の指揮統括のもと、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

* 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



(3) 投資運用の意思決定機構

投資政策委員会は、社長、取締役（非常勤取締役を除く）、運用商品サービス部長、管理部長、コンプライアンス・オフィサーおよび投資政策委員会が選任した者をもって構成し、投資信託の運用に関わる審議事項については投資信託部長、投資顧問の運用に関わる審議事項については投資顧問部長がこれに加わります。

運用商品サービス部は、投資政策委員会で決定された運用の基本方針に基づいた具体的な運用計画を策

定し、これに基づき投資判断を行います。また、それに付随する経済情勢、市場動向に関する調査、運用リスクおよびポートフォリオの分析等を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成26年3月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計25本（追加型投資信託21本、単位型投資信託4本）であり、純資産の総額は98,252百万円（百万円未満切捨）です。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という）第38条および第57条の規定により、中間財務諸表等規則および「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成されております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第13期事業年度に係る中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

期別		第11期 (平成24年3月31日現在)	第12期 (平成25年3月31日現在)
科目	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
(資産の部)			
流動資産			
預金	2	797,088	802,162
前払費用		8,745	8,019
未収還付法人税等		-	1,837
未収委託者報酬		147,167	154,065
未収運用受託報酬		21,488	20,874
未収収益		4,604	4,936
繰延税金資産		979	347

その他			13		1,065
流動資産計			980,087		993,308
固定資産					
有形固定資産			46,248		42,084
建物	1	43,210		39,925	
器具備品	1	3,037		2,158	
無形固定資産			3,432		1,492
ソフトウェア		3,388		1,492	
商標権		43		-	
投資その他の資産			44,119		44,119
差入保証金	2	44,119		44,119	
固定資産計			93,800		87,696
資産合計			1,073,888		1,081,005

期別		第11期 (平成24年3月31日現在)		第12期 (平成25年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
未払金			125,062		118,260
未払手数料	2	83,601		83,548	
その他未払金	2	41,461		34,711	
未払費用			9,858		9,673
未払法人税等			3,948		1,187
未払消費税等			2,726		3,512
その他			1,030		1,352
流動負債計			142,625		133,986
固定負債					
資産除去債務			27,355		27,922
繰延税金負債			8,568		8,616
固定負債計			35,923		36,539
負債合計			178,549		170,525
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			495,000		495,000
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		400,339		415,479	
利益剰余金合計			400,339		415,479
株主資本合計			895,339		910,479
純資産合計			895,339		910,479
負債・純資産合計			1,073,888		1,081,005

(2) 【損益計算書】

期別		第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		第12期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
委託者報酬		1,377,872		1,273,039	
運用受託報酬		111,721		99,675	
その他営業収益		20,137		17,886	
営業収益計			1,509,732		1,390,601
営業費用					
支払手数料	1	848,355		776,619	
広告宣伝費		28,754		22,432	
公告費		600		600	
調査費					
図書費		563		570	
調査費		109,013		118,500	
委託計算費		20,396		17,477	
営業雑経費					
通信費		915		1,002	
印刷費		13,767		17,049	
協会費		2,881		2,781	
その他営業雑経費		8,601		8,545	
営業費用計			1,033,849		965,579
一般管理費					
給料					
役員報酬		20,100		19,960	
給料・手当		186,239		181,197	
賞与		27,803		28,399	
退職給付費用		30,274		33,246	
交際費		1,423		642	
旅費交通費		10,096		11,973	
租税公課		3,978		4,829	
不動産賃借料		44,119		44,119	
固定資産減価償却費		7,637		6,104	
資産除去債務利息費用		556		567	
諸経費		72,053		69,209	
一般管理費計			404,281		400,250
営業利益			71,601		24,772
営業外収益					

受取利息	1	100		98	
雑収入		11		27	
営業外収益計			112		125
営業外費用					
雑損失		2		33	
営業外費用計			2		33
経常利益			71,711		24,864
税引前当期純利益			71,711		24,864
法人税、住民税及び事業税	1	30,144		9,043	
法人税等調整額		1,206	28,938	680	9,723
当期純利益			42,772		15,140

(3) 【株主資本等変動計算書】

第11期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	当期首残高	495,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	357,566
	当期変動額	当期純利益 42,772
	当期末残高	400,339
利益剰余金合計	当期首残高	357,566
	当期変動額	42,772
	当期末残高	400,339
株主資本合計	当期首残高	852,566
	当期変動額	42,772
	当期末残高	895,339
純資産合計	当期首残高	852,566
	当期変動額	42,772
	当期末残高	895,339

第12期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	当期首残高	495,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	400,339
	当期変動額	当期純利益 15,140
	当期末残高	415,479
利益剰余金合計	当期首残高	400,339

	当期変動額	15,140
	当期末残高	415,479
株主資本合計	当期首残高	895,339
	当期変動額	15,140
	当期末残高	910,479
純資産合計	当期首残高	895,339
	当期変動額	15,140
	当期末残高	910,479

〔重要な会計方針〕

項 目	内 容
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 3～38年 器具備品 3～20年</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p>

〔注記事項〕

(貸借対照表関係)

第11期 (平成24年3月31日現在)	第12期 (平成25年3月31日現在)
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 5,165千円 器具備品 11,516千円</p> <p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>預金 506,438千円 差入保証金 44,119千円 未払手数料 46,871千円 その他未払金 20,663千円</p> <p>当該金額のうち、20,601千円は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。</p>	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 8,450千円 器具備品 12,395千円</p> <p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>預金 584,212千円 差入保証金 44,119千円 未払手数料 51,095千円 その他未払金 6,015千円</p> <p>当該金額のうち、5,954千円は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。</p>

(損益計算書関係)

第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第12期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

<p>1. 関係会社との取引</p> <p>支払手数料 384,845千円 受取利息 100千円 法人税、住民税及び事業税 20,601千円 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p>	<p>1. 関係会社との取引</p> <p>支払手数料 344,465千円 受取利息 98千円 法人税、住民税及び事業税 5,954千円 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p>
--	--

(株主資本等変動計算書関係)

第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)					第12期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)				
発行済株式に関する事項					発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	9,900			9,900	普通株式(株)	9,900			9,900

(リース取引関係)

第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第12期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品関係)

第11期(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

1. 金融商品の状況に対する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内金融機関に対する預金であり、預入先である金融機関の信用リスクに晒されております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、計算の対象となるそれぞれのファンドに組み入れられている有価証券等の信用リスク、運用リスク及び市場リスクに晒されており、差入保証金は、預入先である貸貸人の信用リスクに晒されております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

当社は、保有する金融資産の預入先である金融機関について、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しており、また差入保証金の預入先である貸貸先についても、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、ファンドの運用に係る会社の格付け、または財務状況等の信用リスクを定期的にモニタリングしております。

運用リスク

当社はリスク管理規定に従い、ファンドが組入れる資産配分及び信託約款等の遵守状況をモニタリングし、その結果をリスク管理委員会に報告しております。リスク管理委員会がその報告を受けて、ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部

に対しその改善の指示を行います。

市場リスク

当社はリスク管理規定に従い、市場リスク（金利リスク、価額変動リスク及び為替リスク）の管理を行っております。ファンドが参照するベンチマークのボラティリティ等を参考にして、市場リスクのモニタリングを行っており、その結果をリスク管理委員会に報告しております。ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対し改善の指示を行います。

流動性リスク

当社は金融負債における未払手数料については、資金繰表によりキャッシュフローを管理しております。また、その他未払金についても、毎月将来発生する支払金額を集計して資金繰りを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	797,088	797,088	-
未収委託者報酬	147,167	147,167	-
未収運用受託報酬	21,488	21,488	-
差入保証金	44,119	29,013	15,105
資産計	1,009,864	994,758	15,105
未払手数料	83,601	83,601	-
その他未払金	41,461	41,461	-
負債計	125,062	125,062	-

(2) 時価の算定方法

資 産

預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定

された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
預金	797,088	-
未収委託者報酬	147,167	-
未収運用受託報酬	21,488	-
差入保証金	-	44,119
合計	965,744	44,119

第12期(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

1. 金融商品の状況に対する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内金融機関に対する預金であり、預入先である金融機関の信用リスクに晒されております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、計算の対象となるそれぞれのファンドに組み入れられている有価証券等の信用リスク、運用リスク及び市場リスクに晒されており、差入保証金は、預入先である貸貸人の信用リスクに晒されております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

当社は、保有する金融資産の預入先である金融機関について、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しており、また差入保証金の預入先である貸貸先についても、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、ファンドの運用に係る会社の格付け、または財務状況等の信用リスクを定期的にモニタリングしております。

運用リスク

当社はリスク管理規定に従い、ファンドが組入れる資産配分及び信託約款等の遵守状況をモニタリングし、その結果をリスク管理委員会に報告しております。リスク管理委員会がその報告を受けて、ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用商品サービス部に対しその改善の指示を行います。

市場リスク

当社はリスク管理規定に従い、市場リスク(金利リスク、価額変動リスク及び為替リスク)の管理を行っております。ファンドが参照するベンチマークのボラティリティ等を参考にして、市場リスクのモニタリングを行っており、その結果をリスク管理委員会に報告しております。ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用商品サービス部に対し改善の指示を行います。

流動性リスク

当社は金融負債における未払手数料については、資金繰表によりキャッシュフローを管理しております。また、その他未払金についても、毎月将来発生する支払金額を集計して資金繰りを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	802,162	802,162	-
未収委託者報酬	154,065	154,065	-
未収運用受託報酬	20,874	20,874	-
差入保証金	44,119	32,101	12,017
資産計	1,021,222	1,009,204	12,017
未払手数料	83,548	83,548	-
その他未払金	34,711	34,711	-
負債計	118,260	118,260	-

(2) 時価の算定方法

資 産預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
預金	802,162	-
未収委託者報酬	154,065	-
未収運用受託報酬	20,874	-
差入保証金	-	44,119
合計	977,102	44,119

（有価証券関係）

第11期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	第12期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第11期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	第12期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第11期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	第12期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）												
<p>1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報 (1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>エマージング・カレンシー・債券ファンド（毎月分配型）</th> <th>新生・UTI インドファンド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業収益</td> <td>871,660</td> <td>266,667</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。</p>		エマージング・カレンシー・債券ファンド（毎月分配型）	新生・UTI インドファンド	営業収益	871,660	266,667	<p>1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報 (1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>エマージング・カレンシー・債券ファンド（毎月分配型）</th> <th>新生・UTI インドファンド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業収益</td> <td>814,061</td> <td>221,525</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。</p>		エマージング・カレンシー・債券ファンド（毎月分配型）	新生・UTI インドファンド	営業収益	814,061	221,525
	エマージング・カレンシー・債券ファンド（毎月分配型）	新生・UTI インドファンド											
営業収益	871,660	266,667											
	エマージング・カレンシー・債券ファンド（毎月分配型）	新生・UTI インドファンド											
営業収益	814,061	221,525											

（資産除去債務関係）

第11期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)				第12期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)			
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの				資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの			
1. 当該資産除去債務の概要 当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。				1. 当該資産除去債務の概要 当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。			
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。				2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。			
3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)				3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)			
期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高	期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高
26,798		556	27,355	27,355		567	27,922

(関連当事者情報)

第11期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	384,845	未払 手数料	46,871
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	20,601	その他 未払金	20,601
							敷金の差入		差入 保証金	44,119

(注)1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

第12期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
							支払手数料	344,465	未払 手数料	51,095

親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	連結法人税額の うち連結納税親 会社への支出	5,954	その他 未払金	5,954
							敷金の差入		差入 保証金	44,119

(注)1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行 (東京証券取引所に上場)

(税効果会計関係)

第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第12期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>流動資産</p> <p>未払事業税</p> <p style="text-align: right;">小計</p> <p>979千円</p> <p>979千円</p> <p>固定資産</p> <p>資産除去債務</p> <p>9,749千円</p> <p>その他</p> <p>524千円</p> <p>評価性引当額</p> <p>9,749千円</p> <p>繰延税金負債(固定)との相殺</p> <p>524千円</p> <p style="text-align: right;">小計</p> <p>千円</p> <p>繰延税金資産合計</p> <p>979千円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>固定負債</p> <p>建物(除去費用)</p> <p>9,093千円</p> <p>繰延税金資産(固定)との相殺</p> <p>524千円</p> <p style="text-align: right;">小計</p> <p>8,568千円</p> <p>繰延税金負債合計</p> <p>8,568千円</p> <p>差引: 繰延税金負債の純額</p> <p>7,588千円</p>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>流動資産</p> <p>未払事業税</p> <p>396千円</p> <p>未払事業所税</p> <p>306千円</p> <p>繰延税金負債(流動)との相殺</p> <p>355千円</p> <p style="text-align: right;">小計</p> <p>347千円</p> <p>固定資産</p> <p>資産除去債務</p> <p>9,951千円</p> <p>その他</p> <p>382千円</p> <p>評価性引当額</p> <p>10,273千円</p> <p>繰延税金負債(固定)との相殺</p> <p>61千円</p> <p style="text-align: right;">小計</p> <p>千円</p> <p>繰延税金資産合計</p> <p>347千円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>流動負債</p> <p>未収事業税</p> <p>355千円</p> <p>繰延税金資産(流動)との相殺</p> <p>355千円</p> <p style="text-align: right;">小計</p> <p>千円</p> <p>固定負債</p> <p>建物(除去費用)</p> <p>8,677千円</p> <p>繰延税金資産(固定)との相殺</p> <p>61千円</p> <p style="text-align: right;">小計</p> <p>8,616千円</p> <p>繰延税金負債合計</p> <p>8,616千円</p> <p>差引: 繰延税金負債の純額</p> <p>8,269千円</p>
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。</p>

(退職給付関係)

第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第12期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。	親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。
---	---

(1株当たり情報)

第11期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第12期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額 90,438円31銭 1株当たり当期純利益 4,320円45銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。	1株当たり純資産額 91,967円67銭 1株当たり当期純利益 1,529円35銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。

(重要な後発事象)

第12期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

期別		当中間会計期間末 (平成25年9月30日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)	
(資産の部)			
流動資産			
預金			791,027
前払費用			8,868
未収入金			8
未収委託者報酬			149,442
未収運用受託報酬			17,983
未収収益			4,946
流動資産計			972,276
固定資産			
有形固定資産			
建物	1	38,464	
器具備品	1	2,526	
無形固定資産			678

ソフトウェア		678	
投資その他の資産			44,119
差入保証金		44,119	
固定資産計			85,788
資産合計			1,058,065

期別		当中間会計期間末 (平成25年9月30日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)	
(負債の部)			
流動負債			
未払金			108,832
未払手数料		76,002	
その他未払金		32,830	
未払費用			9,490
未払法人税等			1,150
未払消費税等			2,858
賞与引当金			8,176
預り金			1,633
流動負債計			132,140
固定負債			
資産除去債務			28,212
繰延税金負債			8,470
固定負債計			36,682
負債合計			168,823
(純資産の部)			
株主資本			
資本金			495,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		394,241	
利益剰余金合計			394,241
株主資本合計			889,241
純資産合計			889,241
負債・純資産合計			1,058,065

(2) 中間損益計算書

期別		当中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	
科目	注記 番号	金額(千円)	
営業収益			
委託者報酬		556,862	

運用受託報酬		46,376	
その他営業収益		9,643	
営業収益計			612,882
営業費用			
支払手数料		329,516	
広告宣伝費		19,388	
公告費		600	
調査費			
函書費		262	
調査費		71,904	
委託計算費		8,986	
営業雑経費			
通信費		447	
印刷費		11,020	
協会費		1,438	
その他営業雑経費		3,933	
営業費用計			447,497
一般管理費			
給料			
役員報酬		18,560	
給料・手当		78,590	
賞与		6,170	
賞与引当金繰入額		8,176	
退職給付費用		14,913	
交際費		69	
旅費交通費		4,354	
租税公課		1,578	
不動産賃借料		22,059	
固定資産減価償却費	1	2,666	
資産除去債務利息費用		289	
諸経費		28,792	
一般管理費計			186,221
営業損失（ ）			20,836

営業外収益			
受取利息		53	
為替差益		166	
雑収入		28	
営業外収益計			248
営業外費用			
雑損失		301	
営業外費用計			301
経常損失（ ）			20,889
特別損失			
固定資産除却損		0	
特別損失計			0
税引前中間純損失（ ）			20,889

法人税、住民税及び事業税		147	
法人税等調整額		201	348
中間純損失（ ）			21,238

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日) (単位：千円)

株主資本		
資本金	当期首残高	495,000
	当中間会計期間末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	415,479
	当中間会計期間中の変動額 中間純損失（ ）	21,238
	当中間会計期間末残高	394,241
利益剰余金合計	当期首残高	415,479
	当中間会計期間中の変動額	21,238
	当中間会計期間末残高	394,241
株主資本合計	当期首残高	910,479
	当中間会計期間中の変動額	21,238
	当中間会計期間末残高	889,241
純資産合計	当期首残高	910,479
	当中間会計期間中の変動額	21,238
	当中間会計期間末残高	889,241

〔重要な会計方針〕

項目	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
1. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～38年 器具備品 4～20年 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
2. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p>
------------------------------	---

〔注記事項〕

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成25年9月30日現在)	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	9,911 千円
器具備品	12,360 千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
1. 減価償却実施額	
有形固定資産	1,852 千円
無形固定資産	813 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)											
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項											
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">株式の種類</th> <th style="width: 20%;">当事業年度期首</th> <th style="width: 10%;">増加</th> <th style="width: 10%;">減少</th> <th style="width: 40%;">当中間会計期間末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式(株)</td> <td style="text-align: center;">9,900</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">9,900</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	普通株式(株)	9,900			9,900	
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末							
普通株式(株)	9,900			9,900							
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。										
3. 新株予約権等に関する事項	該当事項はありません。										
4. 配当に関する事項	該当事項はありません。										

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
該当事項はありません。

（金融商品関係）

当中間会計期間末（平成25年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

（1）中間貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	791,027	791,027	-
未収委託者報酬	149,442	149,442	-
未収運用受託報酬	17,983	17,983	-
差入保証金	44,119	31,252	12,867
資産計	1,002,572	980,705	12,867
未払手数料	76,002	76,002	-
その他未払金	32,830	32,830	-
負債計	108,832	108,832	-

（2）時価の算定方法

資 産

預金

保有している満期のない預金について、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

（有価証券関係）

当中間会計期間末
（平成25年9月30日現在）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末
(平成25年9月30日現在)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	有形固定資産の取得 に伴う増加額	時の経過による調整額	当中間会計期間末残高
27,922		289	28,212

(セグメント情報等)

当中間会計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

資産運用業区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

	エマージング・カレンシー・ 債券ファンド(毎月分配型)	新生・UTI インドファンド	アメリカン・ドリーム・ ファンド
営業収益	305,693	112,508	57,551

(注)

当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

(1株当たり情報)

当中間会計期間
(自平成25年4月1日
至平成25年9月30日)

1株当たり純資産額	89,822円38銭
1株当たり中間純損失()	2,145円28銭

(注)

1. なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

中間純損失()	21,238千円
普通株主に帰属しない金額	
普通株式に係る中間純損失()	21,238千円
期中平均株式数	9,900株

(重要な後発事象)

当中間会計期間
(自平成25年4月1日
至平成25年9月30日)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成25年9月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 : 51,000百万円（平成25年9月末現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成25年9月末現在)	事業の内容
株式会社新生銀行	512,204百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

株式会社新生銀行は、委託会社の株式を100%保有する親会社です。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成25年 6月13日	有価証券報告書
平成25年12月12日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

平成25年6月17日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩本正印
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木裕晃印
--------------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成26年4月30日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岩本 正 印
--------------------	--------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山田 信之 印
--------------------	---------------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールド・ターゲット・ファンドの平成25年3月16日から平成26年3月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールド・ターゲット・ファンドの平成26年3月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月12日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岩本 正 印
--------------------	--------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山田 信之 印
--------------------	---------------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

